

○国土交通省令第九十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十三條第二項第一号の規定に基づき、建築基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月十二日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建築基準法施行規則の一部を改正する省令

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(敷地と道路との関係の特例の基準)</p> <p>第十條の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第四十三條第二項第一号の国土交通省令で定める建築物(その用途又は規模の特異性により同条第三項の条例で制限が附加されているものを除く。)の用途及び規模に關する基準は、次のとおりとする。</p>	<p>(敷地と道路との関係の特例の基準)</p> <p>第十條の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第四十三條第二項第一号の国土交通省令で定める建築物の用途及び規模に關する基準は、延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合に於ては、その延べ面積の合計)が二百平方メートル以内の一戸建ての住宅であることとする。</p>
<p>一  次のイ及びロに掲げる道の区分に應じ、当該イ及びロに掲げる用途であること。</p> <p>イ  第一項第一号に規定する道 法別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途以外の用途</p>	<p>(新設)</p>

4 (略)	4 (略)
----------	----------

ロ 第一項第二号に規定する道 一戸建  
ての住宅、長屋又は法別表第二(イ)項第  
二号に掲げる用途  
二 延べ面積(同一敷地内に二以上の建築  
物がある場合にあつては、その延べ面積  
の合計)が五百平方メートル以内である  
こと。

(新設)

附 則  
この省令は、令和五年十二月十三日から施行する。